

日立市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日立市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 2 4 日 提出

日立市議会議会運営委員会
委員長 飛 田 謙 一

(提案説明)

議会の広報及び広聴機能の更なる強化を図るため、本規則を制定する
ものであります。

日立市議会会議規則の一部を改正する規則

日立市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議会報編集委員会の項を次のように改める。

広報広聴委員会	議会だより、議会ホームページその他の議会の広報及び広聴に関する事項の協議、調整等を行うため。	各会派の選出議員	広報広聴委員会の委員長
---------	--	----------	-------------

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。